

埼玉西部環境保全組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 20,500円
- (2) 副議長 月額 19,500円
- (3) 議員 月額 18,500円

第3条 議長及び副議長には選挙されたその日から、議員には職についたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

- 2 議長、副議長及び議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。

第4条 議員報酬の支給日は、毎年6月、9月、12月、3月の各21日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日にもっとも近い日曜日、土曜日又は休日でない日）とし、4期において各その月分までを支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合にあつては、その際に支給することができる。

(期末手当)

第5条 議会議員で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号

(第1号を除く。)又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。)し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者(これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例(平成11年条例第2号)第2条において準用する職員の給与に関する条例(昭和41年条例第21号)の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

第6条 議会議員が公務のため旅行したときは、一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員に支給する旅費の例により支給する。ただし、日当は、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行する。

(埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する

る条例（昭和４７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「非常勤のもの（」の次に「議会の議員を除く。」を加える。

第４条を削る。

別表議員の部を削り、同表監査委員の部議会選出の項中「〃」を「月額」に改める。

（平成２１年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

- ３ 平成２１年６月に支給する期末手当に関する第４条第２項の規定の適用については、第５条第２項中「１００分の２１０」とあるのは「１００分の１９０」とする。

附 則（平成２１年５月２９日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年１１月３０日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年１１月３０日条例第３号）

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年２月１７日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年８月４日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年２月８日条例第１号）

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の埼玉西部環境保全組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

- ２ 改正後の埼玉西部環境保全組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の埼玉西部環境保全

組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成28年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された期末手当は、改正後の埼玉西部環境保全組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年2月15日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日条例第8号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月10日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日条例第5号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月12日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（令和5年2月15日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月15日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。